

山谷えいこ議員(参)政府に質問趣意書

朝鮮学校授業料無償化(高校)、第三次男女共同参画基本計画で政府に質問趣意書

100人のNEWS

No. 179

NPO法人教育再生地方議員百人と市民の会

理事長 大阪市会議員 辻 淳子

【発行・編集責任者】

事務局長 増木重夫

大阪府吹田市古江台

2-10-13

TEL 090-3710-4815

FAX 06-6835-0974

http://www.100prs.jp/~h100prs/

朝鮮学校への高校授業料無償化適用に関する質問
 ○平成22年11月29日提出、政府答弁書
 12月7日

一 北朝鮮による日本人拉致事件は、許し難いわが国の主権侵害、また国民の生命を脅かす人権問題であると考え、現内閣においては「平和の根底を揺るがす問題」にはあたらぬという事なのか、政府の見解を示されたい。

(政府答弁) 北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、その早期解決は、最大限の努力を尽くさなければならぬ課題であると認識している。

二 北朝鮮は、平成十八年に日本海にむけミサイルを発射、同年十月には核実験をするなど、これまで世界平和・協調とはかけ離れた国であり、今回の砲撃事件を発端とし初めて「世界の平和を脅かす行為」と非難し、停止決定を判断した政府には対応や判断の遅れを指摘せざるを得ない。

この点についてどのように考えるか。
 三 なぜ、即刻「中止」という判断ではなく、「停止」なのか
 四 今後、どのような状況変化があった場合、「停止」判断を撤回するのか

五 十一月二十五日、参議院予算委員会において菅総理大臣は、停止の撤回について「今後の推移を見守りながら」としか答えられなかった。基準を示せない、すべて場当たりきの政治を恥と思わぬか。
 (政府答弁) 二から五までについて今回の北朝鮮による砲撃は、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、現時点で、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成二十二年文部科学省第十三号)第一条第一項二号八の規定に基づく指定の継続を一旦停止することとしたものであり、「対応や判断の遅れがあった」との御指摘当たらないものと考えられる。また、当該手続きを再開する時期については、今後の事態の推移を見極めながら判断することとなるものであり、現段階でお答えすることは困難である。

六 答申では、「人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要がある」と記載されているが、どういった経緯で人工妊娠中絶等の法改正に言及することとなったのか、説明されたい。
 (政府答弁) 御指摘の記述については、専門調査会において、我が国の生殖補助医療等の現状を踏まえ、答申案に盛り込まれたものと承知している。

七 子宮頸がんの予防についてはこれまで基本計画には記述されていなかったが、今回答申にこの施策が入った経緯について示されたい。
 (政府答弁) 子宮頸がんの予防については専門調査会において、平成二十一年十月に子宮頸がんワクチンが承認されたこと等の最近の状況変化を踏まえ、答申案に盛り込まれたものと承知している。

十 答申では、「女性は家庭を守る又は家計の補助的に働く」という固定的性別役割分担意識が女性にも残っている」とされているが、家庭を守ることから選択し、生きがいとしている多くの女性がいるにもかかわらず、そのような生き方を否定しているようにもとれる。また、このような表記では、「主婦」という生き方を選択する女性への支援や配慮に欠けると感じるが、政府の考えを示されたい。
 (政府答弁) 答申は、男性、女性を問わず固定的性別役割分担意識の解消が必要であることを指摘したものであり、「主婦」等個人が自ら選択するものではない。十一 家族は社会の基礎単位であり、家族を守る政策を推し進めることは重要である。しかしながら、答申に、「配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討」や「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」が記述されているのは、家族を守る政策の重要性を理解していないのではないかと、「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」を進める政策を実行していけば、家族の解体にもつながっていくと考えるが、政府の考えを示されたい。また、家族を守る政策について、政府の考えを示されたい。
 (政府答弁) 政府としては、共働き世帯の増加などの家族形態の変化やライフスタイルの多様化に対応するため、片働きを前提とした世帯単位の社会制度・慣行を、ライフスタイルの選択に中立的に働くように改め、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会を構築することが重要であると考える。御指摘の「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」を進める政策の実行が、家族の解体につながるとは考えていない。また、お尋ねの「家族を守る政策」の意味するところが必

は専門調査会において、平成二十一年十月に子宮頸がんワクチンが承認されたこと等の最近の状況変化を踏まえ、答申案に盛り込まれたものと承知している。

「主婦」等個人が自ら選択するものではない。十一 家族は社会の基礎単位であり、家族を守る政策を推し進めることは重要である。しかしながら、答申に、「配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討」や「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」が記述されているのは、家族を守る政策の重要性を理解していないのではないかと、「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」を進める政策を実行していけば、家族の解体にもつながっていくと考えるが、政府の考えを示されたい。また、家族を守る政策について、政府の考えを示されたい。
 (政府答弁) 政府としては、共働き世帯の増加などの家族形態の変化やライフスタイルの多様化に対応するため、片働きを前提とした世帯単位の社会制度・慣行を、ライフスタイルの選択に中立的に働くように改め、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会を構築することが重要であると考える。御指摘の「世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行」を進める政策の実行が、家族の解体につながるとは考えていない。また、お尋ねの「家族を守る政策」の意味するところが必

下の二枚の写真を見ていただきたい。写りが悪く恐縮だが、右側の写真は警視庁の来年の暦、8月の頁。「今年八月十五日、東京九段の靖国神社周辺で強行された反日左翼分子・反天連(反天皇制運動連絡会)の示威行進に、整然と抗議する都民国民を出勤服姿の機動隊が物々しく威圧する光景のものである。警視庁は明らかに「反天連」に対する警備よりも、国旗日の丸を持つ人達に対しては、鉄柵、車両、機動隊員と三重の行動を規制する措置を行なう等、国旗日の丸への敬意を感じさせる位、過剰なものであった。当該写真からは、国旗日の丸を掲げる事を恰も犯罪であるかの様な印象と情報が都民国民へ伝わる可能性大であり、到底黙視する訳にはいかない。因って、既に配布済みの平成二十三年版機動隊暦は速やかに回収し、残部と共に廃棄処分とすべきである。以上心底より抗議する。」

左側は十二月七日の産経新聞。暴走族対策の訓練で、暴走族役のバイクが大きな国旗を担ぎ逃げ回る。「下記の記事・写真を見た都民・国民は、国旗日の丸への嫌悪感情を宿すであろう。実践しながらの訓練とは言え、国旗を暴走族の紋章であるかの如く、国旗と暴走族を一体に結びつけるのは乱暴過ぎる。暴走族よりも悪質な所業であり断乎抗議する。」(「・・・」古賀議員抗議文より)

すしも明らかではないが、男女共同参画社会基本計画法(平成十一年法律第七十八号)第六条においては、「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。」と定められている。

(全文は山谷議員のHPをご覧ください)



H22-12-8 新しくなった議員会館を表敬訪問

古賀俊昭東京都議 警視庁に噛み付く

「国旗日の丸への敬意」に対する抗議

下の二枚の写真を見ていただきたい。写りが悪く恐縮だが、右側の写真は警視庁の来年の暦、8月の頁。「今年八月十五日、東京九段の靖国神社周辺で強行された反日左翼分子・反天連(反天皇制運動連絡会)の示威行進に、整然と抗議する都民国民を出勤服姿の機動隊が物々しく威圧する光景のものである。警視庁は明らかに「反天連」に対する警備よりも、国旗日の丸を持つ人達に対しては、鉄柵、車両、機動隊員と三重の行動を規制する措置を行なう等、国旗日の丸への敬意を感じさせる位、過剰なものであった。当該写真からは、国旗日の丸を掲げる事を恰も犯罪であるかの様な印象と情報が都民国民へ伝わる可能性大であり、到底黙視する訳にはいかない。因って、既に配布済みの平成二十三年版機動隊暦は速やかに回収し、残部と共に廃棄処分とすべきである。以上心底より抗議する。」



暴走族取り締まれ 警視庁訓練

年末・年始の暴走族対策として警視庁は、世田谷区喜多見の交通安全教育センターで、約160人が参加する大規模な訓練を率いた。写真。暴走族扮した警察官がマフラーを改造するなど、バイクに乗って集団暴走。パトカーが追いつけず最後には袋路に追い込んで摘発する。この本番さながらの迫力だった。訓練後、鈴木基方(左)と古賀俊昭(右)が記念撮影。古賀議員は「暴走族は都民の生活の平穏を脅かす。徹底的に取り締めてほしい」と訓示した。



すしも明らかではないが、男女共同参画社会基本計画法(平成十一年法律第七十八号)第六条においては、「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。」と定められている。